

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市常磐土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（頭首工改良事業）平木地区）を行うことについて平成20年1月28日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部土地改良課において平成20年2月12日から同年3月3日まで縦覧に供する。

平成20年2月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀